

## 第2章 個別労働紛争に関するあっせん

### 第1節 あっせんの状況

#### 1 あっせんの係属状況

##### (1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、3年末現在、44道府県労委である。

3年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は284件で、このうち2年から繰越されたものは41件、新規に係属したものは243件であった（第44表参照）。

##### (2) 新規係属件数

新規係属件数は243件で、2年に比べ41件の減少となった。過去5年の推移は、29年271件、30年309件、元年330件、2年284件となっている（図5参照）。

##### (3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が237件・97.5%（2年278件・97.9%）、使用者からの申請が6件・2.5%（同6件・2.1%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第45表参照）。

##### (4) 道府県労委別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、埼玉17件・7.0%（2年12件・4.2%）と鳥取17件・7.0%（同22件・7.7%）が最も多く、次いで、京都16件・6.6%（同21件・7.4%）、静岡15件・6.2%（同11件・3.9%）、北海道14件・5.8%（同29件・10.2%）が続いている（第44表参照）。

第44表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

(単位:件)

都道府県 労委	区分	あ っ せ ん								
		係 属 件 数			終 結 件 数					次期 繰越
		前期 繰越	新規係 属件数	計	解決	打切	取下	不開始	計	
北海道		1	14	15	7	4	3	0	14	1
青森		2	2	4	4	0	0	0	4	0
岩手		0	5	5	0	3	2	0	5	0
宮城		1	2	3	1	2	0	0	3	0
秋田		0	1	1	0	1	0	0	1	0
山形		1	2	3	1	0	0	1	2	1
福島		0	4	4	1	3	0	0	4	0
茨城		1	5	6	1	5	0	0	6	0
栃木		2	2	4	2	0	0	2	4	0
群馬		0	3	3	1	2	0	0	3	0
埼玉		3	17	20	6	11	0	1	18	2
千葉		2	10	12	3	8	0	0	11	1
東京		-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川		0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟		1	12	13	3	6	2	0	11	2
山梨		0	7	7	3	4	0	0	7	0
長野		1	4	5	3	1	0	0	4	1
静岡		6	15	21	7	8	2	0	17	4
富山		0	4	4	1	2	1	0	4	0
石川		0	3	3	1	2	0	0	3	0
福井		1	4	5	0	2	1	0	3	2
岐阜		0	4	4	0	4	0	0	4	0
愛知		0	11	11	2	7	1	0	10	1
三重		0	2	2	1	0	1	0	2	0
滋賀		1	7	8	1	5	1	0	7	1
京都		6	16	22	6	6	2	0	14	8
大阪		0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫		-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良		0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山		0	1	1	0	1	0	0	1	0
鳥取		1	17	18	10	4	4	0	18	0
島根		2	5	7	6	1	0	0	7	0
岡山		0	3	3	1	0	1	0	2	1
広島		0	11	11	2	8	0	0	10	1
山口		0	1	1	0	0	0	0	0	1
徳島		2	7	9	2	6	0	0	8	1
香川		3	6	9	3	4	1	0	8	1
愛媛		2	2	4	0	2	1	1	4	0
高知		0	2	2	1	1	0	0	2	0
福岡		0	1	1	1	0	0	0	1	0
佐賀		0	6	6	3	2	0	1	6	0
長崎		0	7	7	1	3	0	0	4	3
熊本		0	4	4	1	3	0	0	4	0
大分		0	2	2	0	2	0	0	2	0
宮崎		0	6	6	3	1	0	0	4	2
鹿児島		0	2	2	0	2	0	0	2	0
沖縄		2	5	7	2	5	0	0	7	0
総計 (注2)		41	243	284	90	131	23	6	250	34
					36.0%	52.4%	9.2%	2.4%	100%	
2年 (注2)		48	284	332	125	124	34	8	291	41
					43.0%	42.6%	11.7%	2.7%	100%	

(注)1. 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、次の制度がある。

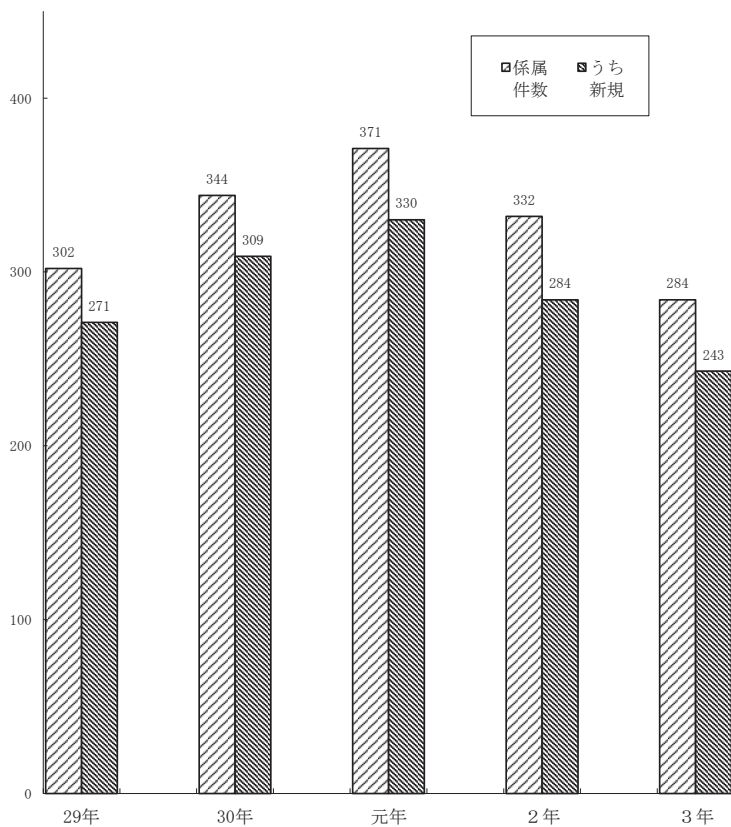
東京都：都によるあっせんを実施。

兵庫県：労使相談センターによるあっせんを実施。

福岡県：県によるあっせんを実施。その中で労働委員会委員によるあっせんの制度が設けられている。(表中は委員によるあっせんの件数)

2. 総計には、福岡県の件数は含まれていない。

図5 あっせん件数の推移



(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計(44労委)。

第45表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あつせん件数の推移

(単位：件)

開始事由 年	労働者申請		使用者申請		労使双方申請		合計	
	29年	265	97.8%	6	2.2%	0	0.0%	271
30年	301	97.4%	8	2.6%	0	0.0%	309	100%
元年	318	96.4%	12	3.6%	0	0.0%	330	100%
2年	278	97.9%	6	2.1%	0	0.0%	284	100%
3年	237	97.5%	6	2.5%	0	0.0%	243	100%

## 2 あつせん事件における関係当事者の特徴

### (1) 労働組合の有無別及び従業員数規模別事業主の状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありでは、従業員数が9人以下は0件・0.0% (2年0件・0.0%)、10人以上49人以下は1件・2.7% (同1件・2.7%)、50人以上99人以下は4件・10.8% (同1件・2.7%)、100人以上299人以下は4件・10.8% (同4件・10.8%)、300人以上499人以下は5件・13.5% (同4件・10.8%)、500人以上は23件・62.2% (同27件・73.0%)であった。

労働組合なしでは、従業員数が9人以下は37件・21.5% (同45件・19.7%)、10人以上49人以下は69件・40.1% (同72件・31.4%)、50人以上99人以下は18件・10.5% (同38件・16.6%)、100人以上299人以下は22件・12.8% (同40件・17.5%)、300人以上499人以下は4件・2.3% (同8件・3.5%)、500人以上は22件・12.8% (同26件・11.4%)であった (第46表参照)。

第46表 当事者である事業主の状況

(単位：件)

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	合計
3年 (2年)	組合あり	0 (0)	1 (1)	4 (1)	5 (4)	5 (4)	22 (27)	37 (37)
	組合なし	37 (45)	69 (72)	18 (38)	22 (40)	4 (8)	22 (26)	172 (229)
	合計	37 (45)	70 (73)	22 (39)	27 (44)	9 (12)	44 (53)	209 (266)

(注) 件数は終結件数である。2年は25件、3年は41件が不明。

## (2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が141件・56.4%（2年167件・57.4%）、パート・アルバイトが49件・19.6%（同73件・25.1%）、契約社員が34件・13.6%（同29件・10.0%）、派遣労働者が12件・4.8%（同10件・3.4%）、その他が14件・5.6%（同12件・4.1%）となっている（第47-1表、図6参照）。

第47-1表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

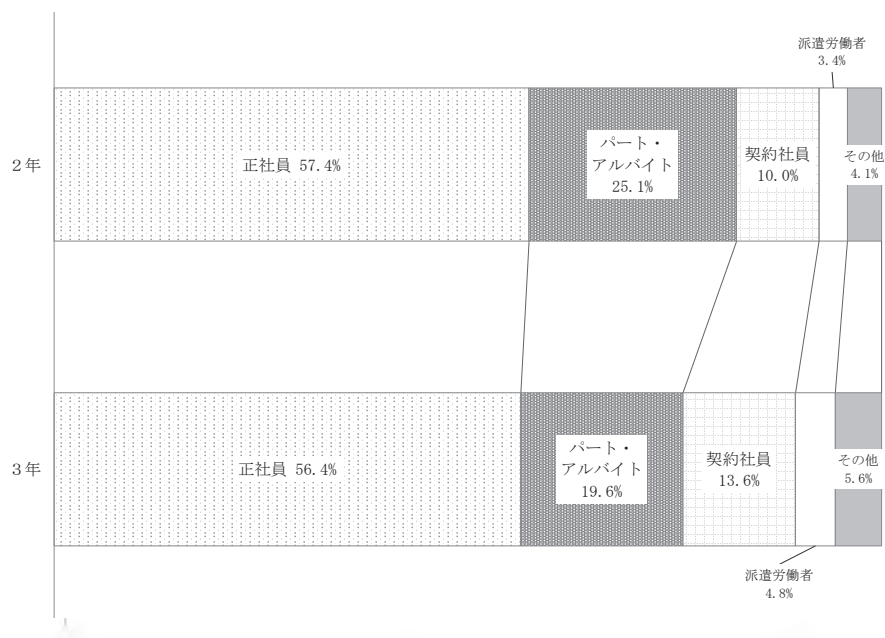
（単位：件）

就労状況	正社員		パート・アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
2年	167	57.4%	73	25.1%	29	10.0%	10	3.4%	12	4.1%	291	100%
3年	141	56.4%	49	19.6%	34	13.6%	12	4.8%	14	5.6%	250	100%

（注）1. 件数は終結件数である。

2. 就労状況の「その他」とは、業務委託、試用期間、嘱託など。

図6 労働者の就労状況



## (3) 労働者の就労状況別及びあっせんの内容別事項

終結事件に係る労働者の就労状況別・あっせんの内容別事項をみると「経営又は人事」が最も多い。次に多いのが正社員では「賃金等」、正社員以外では「職場の人間関係」と

なっている。(第 47-2 表参照)。

**第47-2表 労働者の就労状況、内容別個別労働紛争あっせん事項**

(単位：件)

事項 就労状況	経営又は 人事		賃金等		労働条件等		職場の 人間関係		その他		合計	
	正社員	86	38.6% (1)	56	25.1% (2)	18	8.1% (4)	47	21.1% (3)	16	7.2% (5)	223
パート・ アルバイト	31	38.3% (1)	13	16.0% (3)	13	16.0% (3)	15	18.5% (2)	9	11.1% (5)	81	100%
契約社員	27	55.1% (1)	5	10.2% (4)	5	10.2% (4)	6	12.2% (2)	6	12.2% (2)	49	100%
派遣労働者	7	38.9% (1)	3	16.7% (3)	1	5.6% (5)	4	22.2% (2)	3	16.7% (3)	18	100%
その他	6	30.0% (1)	5	25.0% (2)	3	15.0% (4)	5	25.0% (2)	1	5.0% (5)	20	100%

(注) 1. 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は終結件数とは一致しない。

2. 下段の( )は、各就労状況におけるあっせん事項の順位を表す。

### 3 あっせん内容の特徴

新規係属事件 243 件に係るあっせんの内容別事項数 387 件 (2 年 459 件) のうち、「経営又は人事」が 152 件・39.3% (同 182 件・39.7%)、「賃金等」が 74 件・19.1% (同 109 件・23.7%)、「労働条件等」が 45 件・11.6% (同 46 件・10.0%)、「職場の人間関係」が 78 件・20.2% (同 87 件・19.0%)、「その他」が 38 件・9.8% (同 35 件・7.6%) となっている。

2 年と比べると、「経営又は人事」が 30 件、「賃金等」は 35 件、「労働条件等」が 1 件、「職場の人間関係」が 9 件減少し、「その他」が 3 件増加している (第 48 表参照)。

第48表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項の推移

(単位：件)

	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計		新規係属事件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
29年	189	41.1%	106	23.0%	51	11.1%	77	16.7%	37	8.0%	460	100%	271
30年	202	39.5%	89	17.4%	74	14.5%	103	20.2%	43	8.4%	511	100%	309
元年	220	41.3%	104	19.5%	47	8.8%	123	23.1%	39	7.3%	533	100%	330
2年	182	39.7%	109	23.7%	46	10.0%	87	19.0%	35	7.6%	459	100%	284
3年	152	39.3%	74	19.1%	45	11.6%	78	20.2%	38	9.8%	387	100%	243

(注) 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は新規係属事件数に一致しない。

#### 4 あっせん員の構成

終結した事件 250 件のうち、あっせん員の指名がされた 221 件 (2 年 252 件) について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員によるものが 176 件・79.6% (同 207 件・82.1%)、委員及び事務局職員が 20 件・9.0% (同 20 件・7.9%) などとなっている (第 49 表参照)。

第 49 表 あっせん員の構成

(単位：件)

	委 員						委員+非委員						非 委 員				合計	
	三者構成		公益委員のみ		その他		委員及び事務局職員				その他		事務局職員		その他			
							うち、委員三者構成	割合	件数	割合								
2年	207	82.1%	6	2.4%	0	0.0%	20	7.9%	18	7.1%	6	2.4%	0	0.0%	13	5.2%	252	100%
3年	176	79.6%	5	2.3%	0	0.0%	20	9.0%	20	9.0%	5	2.3%	0	0.0%	15	6.8%	221	100%

## 5 あっせんの終結

### (1) 処理状況

3年は、2年からの繰越41件を含む284件(2年332件)の係属事件のうち、250件(同291件)が終結し、34(同41件)が4年に繰り越された。終結した250件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの(「あっせんあり」)は129件(同152件)、同意しなかったもの(「あっせんなし」)は121件(同139件)であった(第44表、チャートβ参照)。

### (2) あっせんを行った事件

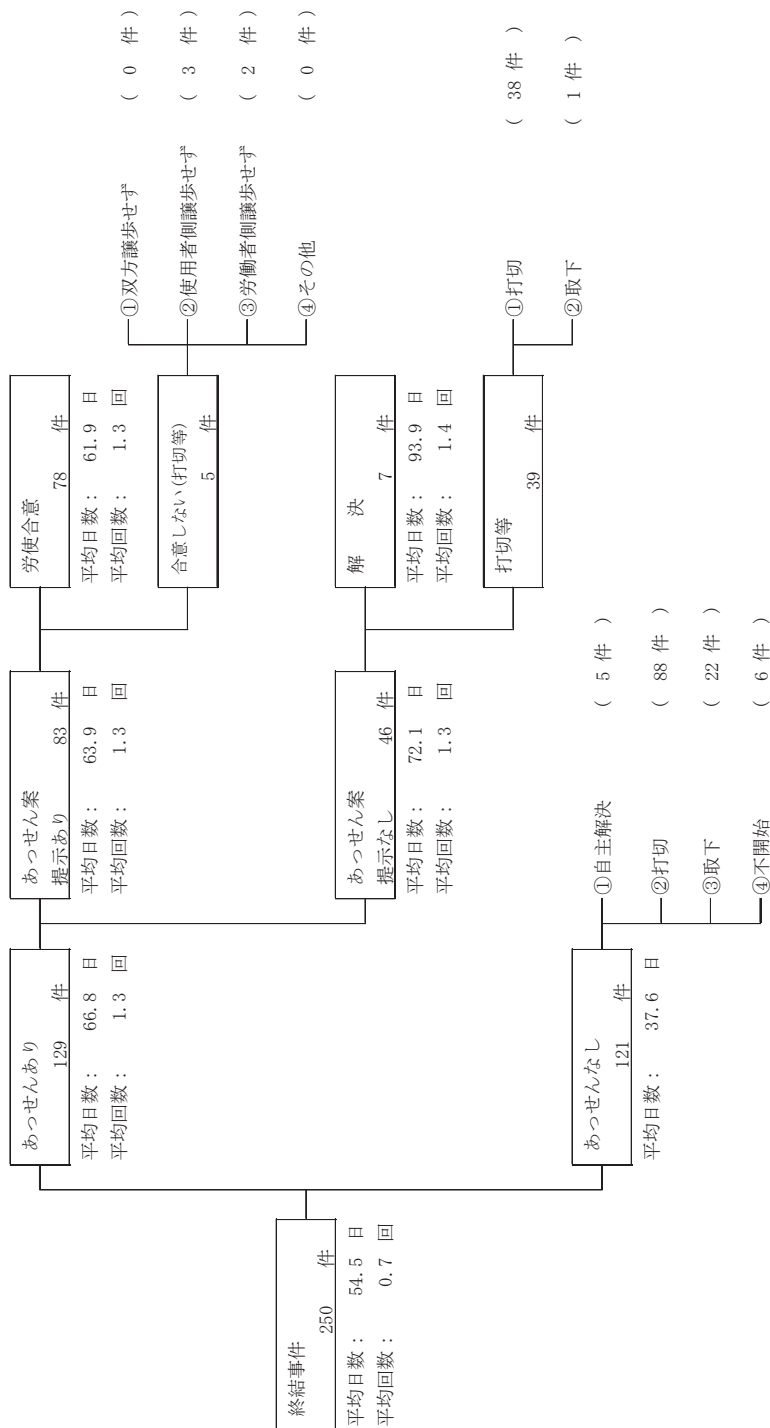
あっせんを行うことに同意した事件129件(2年152件)のうち、あっせん案の提示があった83件(同116件)の内訳をみると、労使合意したもの(解決)が78件(同111件)、労使合意しなかったもの(打切等)が5件(同6件)であった。労使合意しなかった5件の内訳は「双方譲歩せず」が0件、「使用者側譲歩せず」が3件、「労働者側譲歩せず」が2件となっている。また、あっせん案の提示がなかった46件の内訳をみると、解決7件、打切等が39件となっている(チャートβ参照)。

### (3) あっせんを行わなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件121件(2年139件)の内訳をみると、打切が88件(同90件)と最も多く、次いで、取下22件(同32件)、自主解決5件(同9件)、不開始6件(同8件)となっている(チャートβ参照)。



# チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況（フローチャート）



※ 平均日数 = 処理日数 ÷ 取下及び不開始を除く最終結件数

(4) 解決状況

3年に終結した事件250件(2年291件)のうち、取下・不開始を除く221件(同249件)の終結状況は、解決90件(同125件)、打切131件(同124件)で、その解決率は40.7%(同50.2%)であった(第50表参照)。

**第50表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率**

(単位：件)

	終 結 件 数										解決率
	解決		打切		取下		不開始		合計		
29年	94	35.2%	137	51.3%	31	11.6%	5	1.9%	267	100%	40.7%
30年	123	40.6%	131	43.2%	38	12.5%	11	3.6%	303	100%	48.4%
元年	127	39.3%	150	46.4%	41	12.7%	5	1.5%	323	100%	45.8%
2年	125	43.0%	124	42.6%	34	11.7%	8	2.7%	291	100%	50.2%
3年	90	36.0%	131	52.4%	23	9.2%	6	2.4%	250	100%	40.7%

(注) 解決率(%) = 解決件数 ÷ 取下・不開始を除く終結件数 × 100

(5) 平均処理日数

取下・不開始を除く221件(2年249件)の平均処理日数は54.5日(同52.9日)であった(第51表参照)。

**第51表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数**

(単位：日)

	29年	30年	元年	2年	3年
平均処理日数	40.5	48.4	46.4	52.9	54.5

(注) あっせん処理日数は、申請書受付日(又はあっせん員指名日・あっせん受任日)～終結日で計算している。